

環境審査顧問会太陽電池部会（書面審議）
議事録

1. 日 時：令和2年8月25日(火)～令和2年8月28日(金)

2. 審議者

川路部会長、今泉顧問、岩田顧問、河村顧問、河野顧問、近藤顧問、
鈴木雅和顧問、平口顧問、水鳥顧問、山本顧問

3. 議 題

(1) 環境影響評価方法書の審査について、

①株式会社一条工務店 一条メガソーラー熊本菊池発電所事業

方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、熊本県知事意見、審査書(案)
の書面審議

4. 審議概要

(1) 方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、熊本県知事意見について、顧
問から意見等があり、事業者が回答した。

(2) 審査書(案)について、顧問から意見等があり、事業者及び経済産業省が回答した。

5. 審議

(1) 方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、熊本県知事意見について、以
下のとおり、顧問から意見等があり、事業者が回答した。

○顧問 方法書P.6-31、熊本地震の経験を踏まえ、地震時の地盤の安定性についての
見解を説明してください。お伺いしたいのは、現在の地盤の安定状況ではなく、将来熊
本地震級の地震が発生した場合の対象事業実施区域の地盤の安定性についてのご見解で
す。

○事業者 国土交通省の報告によると、平成28年の熊本地震では地すべり10件（熊本
県10件）、崖崩れ123件（熊本県94件、その他29件）が発生しました。

本事業では、現況地盤が有する土砂災害のリスクを増大させることがないよう「熊本
県林地開発許可制度実施要項」に基づき、県の審査を受けて造成地の安全性を担保しま
す。太陽光パネルの架台の設計では、「JIS C 8955（太陽電池アレイ用支持物の設計用
荷重算出方法）」に従い、地震などの外力に耐え得る許容応力で設計することにより、
架台などの構造物の損壊等が発生しないように計画して参ります。

- 顧問 補足説明資料 24 の現地調査については理解しましたが、予測に使用する気象データはどうするのでしょうか。気象条件により大気質の濃度が高くなる時期は必ずしも工事による発生量が最大になる時期とは同じにならないと思いますが、近傍の既存の気象観測地点のデータを使用するのでしょうか。
- 事業者 予測に使用する気象データは、対象事業実施区域に近傍の気象観測所である熊本空港出張所（益城気象観測所）の年間データを使用する計画です。
- 大気質の現地調査は現況の変動状況（特に最大値）の把握を目的としており、一方で予測に使用する気象条件は年間の平均的な状況の把握を目的としており、これらは区別しております。
- 顧問 補足説明資料 7 の【1】～【3】の回答の中で、【1】及び【2】は追加意見等ありません。【3. パワーコンディショナーから発生する低周波音について】に関して、環境アセスでは低周波音の評価に記載の参照値（環境省）を用いません。物的苦情に係る建物のがたつきや圧迫感・振動感との比較による評価を検討して下さい。
- 事業者 ご指摘のとおり「低周波音問題対応の手引書」（平成 16 年 6 月、環境省）に掲載される参照値は、苦情の申し立てが発生した際に低周波音によるものかを判断する目安として示されたものであり、環境アセスメントの評価に用いるものではないものと認識しております。
- 補足説明資料の低周波音の記載内容は準備書の「第 2 章 対象事業の目的及び内容」に掲載する予定ですが、ご指摘を踏まえ「環境省の参照値」ではなく「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」、「建具のがたつき閾値」[「環境アセスメントの技術」（社団法人環境情報科学センター、平成 11 年）] で評価を行うように修正します（準備書での掲載案は、別紙 1 のとおりです）。
- 顧問 補足説明資料 16 の図 16-1 については別添のようなスタイルに修正された方が良いと考えます。
- 事業者 ご指摘のように、図 16-1「食物連鎖の概要」は動物の分布を地形や植生の横幅全体に広げて示しており、全ての動物種が全ての地形区分・植生に分布しているようにみえておりました。地形・植生を細かく分け過ぎず、まとまった区分で動物種との関係性を整理し直します（準備書での掲載案は、別紙 2 のとおりです）。
- 顧問 食物連鎖図について、「中型猛禽類」、「小型哺乳類」というようにサイズで分けているもの、「森林性小型鳥類」、「草地棲小型鳥類」というように生息環境で分けているもの、「雑食性中型哺乳類」、「植食性哺乳類」というように食性で分けているもの、というように、集合体のあり方が混合しています。それぞれ個別に意味を持たせるのであればいいですが、できれば、基準を統一した方が図としては見やすいでしょう。
- 事業者 ご指摘のとおり、消費者のグループ分けの視点については「生息環境」と「食性」が混在しておりました。食物連鎖図は生物群集内の捕食・被食に着目して生物種間の関係を示すものであるため、食性により消費者を再整理することにしました。

- 顧問 「小型鳥類」として、ヤマドリ、キジ、コジュケイが含まれています。これらは、とても小型とは言えません。
- 事業者 ご指摘のとおり、小型鳥類ではありません。今回、食物連鎖図につきましては、消費者を食性ごとに再整理したため、ご指摘の鳥類は「雑食性鳥類」にしました。
- 顧問 「森林性」と「草地棲」で「せい」の字を使い分けています。意味ありますか。
- 事業者 「草地性」の誤りです。なお、今回、食物連鎖図につきましては、消費者を食性ごとに再整理することとしたため、本用語は用いておりません。
- 顧問 「両生類・爬虫類（カエル類、トカゲ類）」から「草地棲鳥類（キジ、コジュケイ等）」に矢印が行っていますが、実際、キジやコジュケイがカエルやトカゲを主に食べますか。
- 事業者 ご指摘のように、キジやコジュケイは植物や昆虫類を主な餌とし、カエルやトカゲは主な餌ではありませんので、矢印を削除しました。

(2) 審査書（案）について、以下のとおり、顧問から意見等があり、事業者及び経済産業省が回答した。

- 顧問 審査書（案）の「1.はじめに」の4行目から7行目にかけて、審査の主体が国であるので、「・・・（夢発電システム）として多くの皆様にご支援をいただいていた」との書き方は事業者の自己宣伝に聞こえるので、もっと素っ気ない表現でよいのではないか。例えば「・・・工務店（・・・）は、・・・に取り組み、・・・システム（~~夢発電システム~~）として多くの皆様にご支援をいただいていたを提供してきた」など。
- 事業者 ご指摘を踏まえ、準備書では「対象事業の目的」の文書の一部を以下のよう
に修正します。
<修正案>
本事業の実施主体である株式会社一条工務店では、これまで戸建住宅の太陽光発電の
大容量化に取り組み、受注する戸建て住宅に屋根一体型太陽光パネルを搭載する弊社オ
リジナルの太陽光発電システムを提供してきた。
- 経済産業省 このような内容に、審査書（案）の「はじめに」を修正します。
- 顧問 審査書（案）の「(3) 発電所施設の内容 ④雨水排水施設」は、補足説明資料
9の準備書記載案に従えば、「5つの調整池」は「8か所の調整池」、「平川又は堀ヶ谷川
に放流」は「堀ヶ谷川に放流」ではないか。
- 事業者 「8ヶ所」の調整池を設置する計画であり、調整池で流量調整した後「堀ヶ
谷川」に放流します。
- 経済産業省 このような内容に、審査書（案）を修正します。

<お問合せ先>

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話：03-3501-1742（直通）

FAX：03-3580-8486